

# 金融商品取引法に基づく明示事項



## 金融商品仲介業者の名称等の明示事項 (金融商品取引法第66条の11)

金融商品仲介業者の商号 株式会社 F P パートナー

登録番号 関東財務局長 (金仲) 第917号

・弊社は所属金融商品取引業者等の代理権を有しておりません。

・弊社は、いかなる名目によるかを問わず、その行う金融商品仲介業に関して、お客様から金銭若しくは有価証券の預託を受けることはありません。

・所属金融商品取引業者が二以上ある場合、お客様が行おうとする取引につき、お客様が支払う金額または手数料等が異なる場合は、商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

・所属金融商品取引業者が二以上ある場合は、お客様の取引の相手方となる所属金融商品取引業者等の商号または名称を商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

### 所属金融商品取引業者

#### ●PWM日本証券株式会社

登録番号：関東財務局長 (金商) 第50号

加入協会：日本証券業協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

#### ●株式会社SBI証券

登録番号：関東財務局長 (金商) 第44号、商品先物取引業者

加入協会：日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人日本STO協会

日本商品先物取引協会

#### ●楽天証券株式会社

登録番号：関東財務局長 (金商) 第195号、商品先物取引業者

加入協会：日本証券業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

日本商品先物取引協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

### 加入協会

一般社団法人保険乗合代理店協会

一般社団法人日本損害保険代理業協会

一般社団法人東京損害保険代理業協会